

2013年3月14日

『帰宅困難者対策保険』の発売

株式会社損害保険ジャパン（社長：櫻田謙悟、以下「損保ジャパン」）は、東京都帰宅困難者対策条例の制定を受け、同条例に基づく施策内容がより円滑に推進されるよう自治体向けに『帰宅困難者対策保険』を4月1日に発売します。

また、一時滞在施設を開設する民間事業者向けには、自ら施設開設時の経済負担に備えるための『地震デリバティブ』を提供します。

1. 背景・目的

東京都は、首都直下地震が発生した場合に、517万人の帰宅困難者が発生すると推計しています。多くの方が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などにより危険にさらされるだけでなく、優先されるべき救助・救急活動、消火活動を妨げることとなります。

そのため、東京都は帰宅困難者対策条例を2012年3月30日に制定（2013年4月1日施行）し、企業等に一斉帰宅の抑制を求めるとともに、行き場のない帰宅困難者を収容する一時滞在施設の確保に向け、区市町村と連携して民間事業者と一時滞在施設提供の協定締結を進めています。

また、一時滞在施設の準備や開設にあたっては民間事業者に経済負担が発生するため、東京都では現在、備蓄品の購入支援や税制面での優遇等、民間一時滞在施設の確保に向けた支援策を検討・実施しています。

損保ジャパンは、今般開発した『帰宅困難者対策保険』を、民間施設の確保に向けた自治体の取り組みにご活用いただきたいと考えています。

なお、一時滞在施設を開設する民間事業者向けには『地震デリバティブ』を提供します。これにより、民間事業者は自ら施設開設時の経済負担に備えることが可能です。

2. 『帰宅困難者対策保険』の概要

(1) 発売日

2013年4月1日

(2) 補償内容

自治体が民間事業者との間で締結する協定書の中で、一時滞在施設開設時に自治体が民間事業者に対して見舞金支援を行うことを盛り込む場合、自治体が負担する見舞金に対して保険金を支払います。

(3) 契約者

自治体

(4) 保険期間

1年間

3. 『地震デリバティブ』の概要

(1) 補償内容

ご契約時に定めた観測地点において、一定震度の地震を観測した場合に保険会社が補償金を支払う金融商品です。

(2) 契約者

民間事業者

(3) 契約対象期間

1年間

4. 今後の展開

損保ジャパンは、一時滞在施設数の拡大を図る自治体と、これに協力する民間事業者の支援を通じ、震災時の人命救助および帰宅困難者の安全確保に貢献したいと考えております。

今後も社会ニーズに対応した高品質な保険商品やサービスの提供に努めてまいります。

以上